

令和 8 年度岩手県外国人介護人材
介護福祉士国家資格取得支援事業
業務委託

プロポーザル審査要領

令和 8 年 3 月
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県外国人介護人材介護福祉士国家資格取得支援事業業務委託」（以下「本委託」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本委託に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査規定に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目		評価の視点	配点
1	業務全般	目的及び事業内容を十分に理解した上での提案となっているか。	10
2	業務実施体制	提案内容を確実に遂行できる業務実施体制（人員等）が十分に確保されているか。	10
		適切なスケジュールが設定されているか。	10
		過去の同様・類似業務の実績から、質の高い業務を期待できるか。	10
3	提案内容	外国人介護人材の制度や実態、介護福祉士国家試験や介護に関する知識等について十分に理解しているか。	10
		受講者の募集や受講申込の受付、受入施設等との調整について具体的に示されているか。	10
		講座の狙いや到達目標、習得する技能等について具体的に示されているか。	10
		受講者の個々の能力に応じた内容となっているか。	10
		受講者交流会の運営方法や内容が具体的に示されているか。また、外国人介護人材同士の交流を促進する内容となっているか。	10
4	費用の積算	積算内容は妥当か。	10
合 計			100

評 点	評 価
9、10点	非常に優れた提案である
7、8点	優れた提案である
5、6点	妥当である
3、4点	やや不十分である
1、2点	不十分である

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が5者以内であった場合には、第一次審査は実施しないものとする。
なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本委託を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 委員会の委員は、審査規定に基づき審査項目ごとに評点をつけるものとする。
- (5) (4)の評点の総得点の平均点により委託候補者の順位をつけるものとする。ただし、参加者の平均点が60点を超えないものは、委託候補者と選定しないものとする。
なお、平均点が同点の場合には、各項目で高い順位を多く得た者を上位者とする。